

議 案 第 102 号

松戸市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政財産の使用許可に係る使用料の納付時期を指定の期日までとするため。

松戸市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

松戸市行政財産使用料条例（昭和56年松戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

使用を許可された者は、その使用料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市行政財産使用料条例第5条第1項の規定は、施行日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。